

行方不明高齢者等 SOS ネットワーク

事業概要	認知症などにより行方不明の心配がある人の名前や写真などの情報をあらかじめ市と警察署および消防署等が共有することで、行方不明になったときに、「守山市行方不明高齢者等SOSネットワーク」により警察署をはじめとする協力機関と連携して早期発見・保護に努めています。
対象者	認知症などにより行方不明となる心配がある人 市内に住所があり、在宅で生活している人で65歳以上の人 または 若年性認知症の人
申請者	本人または家族、法定代理人
申請先	守山市役所長寿政策課 ☎584-5474 南部地区地域包括支援センター（守山・小津学区） ☎(585)9201 中部地区地域包括支援センター（吉身・玉津学区） ☎(584)5519 北部地区地域包括支援センター（河西・速野・中洲学区） ☎(516)4160
申請に必要なもの	顔写真および全身写真（法定代理人の場合はそれを証明できる書類の写し）
対応の流れ	事前登録の流れ 事前申請 《申請先》 長寿政策課（守山市役所 1階） 各地域包括支援センター 情報提供 湖南広域消防局 北消防署 地域関係者 行方不明になったとき 連絡 家族が警察に通報 行方不明届 守山警察署 (110番) 情報提供 安全・安心メール配信 (市民への発見・保護協力) SOS協力機関 公共交通等機関(バス・鉄道・タクシー)、 郵便局、有線放送、コンビニエンスストア、 大型スーパー等 ※行方不明者の情報配信は任意です ※行方不明発生時の連絡について、<u>土日祝および夜間は、</u> <u>市役所（日直）583-2525</u> へ連絡をお願いします
問合せ先	長寿政策課（584-5474）